

帯広市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第17号）新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420円
	第2種電柱		730円	第2種電柱	650円		
	第3種電柱		990円	第3種電柱	880円		
	第1種電話柱		430円	第1種電話柱	380円		
	第2種電話柱		680円	第2種電話柱	610円		
	第3種電話柱		940円	第3種電話柱	830円		
	その他の柱類		43円	その他の柱類	38円		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル	4円	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	3円	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円	郵便差出箱及び信書便差出箱		320円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円	
その他のもの	占用面積1平方	850円	その他のもの	占用面積1平方	760円		

				メートルにつき 1年	
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル につき1年		<u>18円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの				<u>26円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの				<u>38円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの				<u>51円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの				<u>77円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの				<u>100円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未 満のもの				<u>180円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満 のもの				<u>260円</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>510円</u>
法第32条第1 項第3号に掲 げる施設	自動運行補 助施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動 運行装置に よる検知の 対象として 設置する導 線その他の 線類	地下に設け るもの  その他のも の	長さ1メートル につき1年	<u>3円</u>
					<u>9円</u>

				メートルにつき 1年	
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル につき1年		<u>16円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの				<u>23円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの				<u>34円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの				<u>45円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの				<u>68円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの				<u>91円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未 満のもの				<u>160円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満 のもの				<u>230円</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>450円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方 メートルにつき 1年		<u>760円</u>

	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき
		地下に設けるもの	1年
	その他のもの		850円
法第32条第1項_____第4号に掲げる施設			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		430円
	地下に設ける通路		260円
	その他のもの		850円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	9円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	87円
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年
	標識	1本につき1年	680円
	旗ざお	1本につき1日	9円

法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		480円
	地下に設ける通路		290円
	その他のもの		760円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	96円
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年
	標識	1本につき1年	610円
	旗ざお	1本につき1日	10円

	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	その面積1平方メートルにつき 1日	9円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
		その他のもの		430円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき 1年	850円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき 1月	87円	
令第7条第8号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に掲げる施設に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	
令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に掲げる応急仮設建築物		Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	

	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	その面積1平方メートルにつき 1日	10円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		480円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき 1年	760円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき 1月	96円	
令第7条第8号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に掲げる施設に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額	
及び同条第11号	に掲げる応急仮設建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	

	その他のもの		Aに0.031を 乗じて得た 額				
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を 乗じて得た 額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を 乗じて得た 額
その他の工作物、物件及び施設		市長がその都度定める。		その他の工作物、物件及び施設		市長がその都度定める。	
備考 (略)				備考 (略)			